

優生手術被害者支援事業補助金の事務手続きについて

1. 交付申請手続き等の事前相談（別表の第1欄に掲げる項目を実施前）

○交付申請手続き等について事前に御説明させていただきます。

2. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県にご一報ください。

3. 事業完了

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

4. 交付申請書及び実績報告書提出

（別表の第1欄に掲げる項目を実施した日から6か月後の日が属する月末まで）

○交付申請書及び実績報告書は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

額の確定後、お支払いします。

資料提出・問い合わせ先

福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課

鳥取市東町一丁目220番地

0857 - 26 - 7158 fukushihoken@pref.tottori.lg.jp